

愛媛県農林漁業共同化資金利子補給金交付要綱

第1条 愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例（以下「条例」という。）第3条の規定による利子補給金の交付については、条例に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 融資機関が条例に基づき、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年1月1日から6月30日まで（以下「上期分」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期分」という。）の期間ごとに利子補給金請求書（別記様式1）及び計算書（別記様式2）各2部を作成し、上期分については7月15日までに、下期分については、1月15日までに知事に提出しなければならない。

第3条 知事は、前条の請求書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は利子補給金を交付するものとする。